

新聞報道に見る性教育世論

——イギリスにおける性教育制度化の背景——

広瀬裕子

- I はじめに 目的と方法
 - 1. 目的
 - 2. 分析対象と方法
- II 時代背景
 - 1. 性教育制度化
 - 2. セクシュアリティに関する各種法改正
- III 性教育世論の概要
 - 1. 関係人物諸団体
 - 2. 論調の変遷
- IV 性教育受容の拡大
 - 1. 性教育支持の流れ
 - 2. 期待される性教育の効果
- V 性教育批判
 - 1. 性教育実践批判
 - 2. 道徳的正当右派の広報キャンペーン
- VI 性教育における親の位置
- VII 性教育攻防の争点①——未婚者の避妊是非
- VIII 性教育攻防の争点②——性的マイノリティ
- IX 性教育の転換
 - 1. 社会政策へ
 - 2. 内容確定作業

- X 政府の姿勢の変化
- XI 右翼ロビーの影響
- XII 親が子供を退席させる権利
- XIII まとめ 性教育世論の構図

I はじめに 目的と方法

1. 目的

学校の性教育に関して、イギリスでは長らくその実施に賛否がある。しかしながら、性教育を支持する世論の高まりと、その実施を必要とする政策的認識が強まるにおよんで、1980年代半ばから教育法改正を伴いながら学校における性教育の制度化が行われてくる¹⁾。それまで左翼自由主義的色彩が強かった性教育が、一転して社会秩序の安定策として保守党政府をその主要な支持勢力としていく。

この背景に、性教育をめぐるどの様な世論があったのかを明らかにするのが本稿の目的である。とりわけ、制度化過程に影響を与えた勢力の力関係の特定と、それによって見えてくる性教育制度化の意味あいの確認を中心的テーマとする。

世論を何によって知るかによっても把握されるものは異なってくる。本稿ではメディア、とりわけ新聞を題材に世論を収集した。性教育という事柄はきわめて私的な領域を対象にしながらも、それ自体は政治、行政、学校教育など公的な領域と密接な関わりを持つ。従って世論も公的領域との関係を意識した形で形成されてくる。そう言った点を考慮すると、ある程度広範な世論が直接間接に登場する公的メディアである新聞は、性教育世論の概要を把握するための有効な媒体だということができる。

この方法の他には、性教育に実際にかかわっている諸団体、諸個人、それに関心を示す諸団体、諸個人の主張を、それぞれの私的な機関誌等から収集

する方法もある。しかし、それぞれの主張がどの様に世論形成にかかわったかを知るためにも、世論全体を概括した見取り図をつくる作業は必須である。

2. 分析対象と方法

本稿が材料としたのは、ロンドンにあるイギリスの家族計画協会 Family Planning Association の資料室の、テーマ別資料のコレクションである。その内、新聞記事の切り抜きコピーをピックアップして利用した。同資料室の収集対象となっている新聞は、全国版日刊高級紙 (*The Daily Telegraph*, *The Guardian*, *The Independent*, *The Times*), 各種地方紙 (例えば *Birmingham Evening Mail*, *The Daily Mail*, *South Wales Echo*, *Liverpool Daily Post*, *Surrey Comet & South Middlesex News*), 日刊大衆紙 (例えば *The News of the World*, *The Sun*), 及び日曜紙 (例えば *The Observer*, *The Sunday Telegraph*, *The Sunday Times*) と、各種専門紙 (例えば *The Catholic Herald*, *The Doctor*, *GP (General Practitioner)*, *The Medical News*, *TES (Times Educationnl Supplement)*) である。この資料室の新聞記事コレクションは、民間の新聞切り抜きサービスなども利用しながら、家族計画協会の業務に関連する分野広範にわたって作成されている。今回は、1980年頃から今日までがカバーされている性教育に関するコレクションと、セクシュアリティについて発言をしている保守系言論及び家族計画協会の活動に関するコレクションを対象にし、その中から新聞記事166点をピックアップして分析した。中には日付、紙名等不鮮明な部分もあり、それらに関してはそのまま不詳とした。

II 時代背景

1. 性教育制度化

性教育の制度化が具体的に始まるのは1986年第2教育法の制定からである。

これ以前にも性教育の先行的実践はある。

家族計画協会は、本来の業務である家族計画事業と密接にかかわる領域として、1970年代には既に性教育に関する情報提供、研修の実施など支援啓蒙活動を始めている。教材作成などにもかかわっている。その後、1987年に性教育協会 Sex Education Forum が設立され、性教育に関する幅広いネットワークが形成される。同協会には現在全国の39の組織が統合されて²⁾いる。更にこれら全体を傘下におさめる全国子ども協議会 National Children's Bureau も性教育推進に携わる。

これら組織と連携を語りながら、都市部を中心にかなり力を入れた実践も展開している。しかし各学校、各教師の意欲と力量を頼りにせざるを得なかったその頃の実践は、質、量ともに格差があった。その一方で性教育そのものを実施していない学校も少なくなかった。

1986年第2教育法は、法律として初めて性教育に言及し、各学校に性教育の実施如何を検討させた。引き続き1988年教育改革法によりナショナルカリキュラムが制定され、1993年教育法が、ナショナルカリキュラムのサイエンスに含まれる部分を性教育の必修部分にするという形で、性教育が中等学校で義務必修化される³⁾。

1986年第2教育法に先立ち、1976年から性教育が議会で議論されている。そこでは一貫して性教育は、右派による左派批判という文脈で取り上げられ、この流れは後の制度化法制化にも影響する。

この一見わかりやすい政治的左右対立という図式は、しかし1980年代以後の具体的制度化過程を迎えるに至って、性教育をめぐる勢力関係を説明しないことが明らかになってくる。進歩派を象徴するとみなされていた性教育実践が、保守政権主導の下に義務必修化されるという一点をとってもそれは言えるし、政府の方針と最後まで対立するのが道徳的正当右派 Moral Right と呼ばれる右翼勢力であったことをみてもそうである。制度化した性教育制度は、性教育の義務制度化を死守したい中央政府と、それに反対する道徳的

正当右派との間の駆け引きの産物となる。

この構図を生み出した背景には、保守派が「許容的社会」と呼んで批判する1960年代以後の社会変化の不可避な流れの存在と、その流れの中で生じた「負の遺産」が緊急の対処を必要としたこと、そしてその対応における左派、右派の勢力構図の変化がある。

2. セクシュアリティに関する各種法改正

この時期が、1988年の教育改革法の制定に代表されるように大きな教育改革の時期であることは指摘するまでもない。同時に性教育の狭い意味での直接関連領域と考えられている、例えば家族、セクシュアリティ領域でも各種法改正を伴う制度改革が行われている。

J.Weeks は、代表的な法改正として以下の5つを挙げている⁴⁾。

第1に、1967年性犯罪法(The Sexual Offence Act of 1967)の制定である。これは、男性同性愛者の私的行動と判断される部分を違法の範疇からはずした。

第2に、1967年中絶法(The Abortion Act of 1967)の制定である。これは、医学的身体的な理由だけでなく妊婦や既に生まれている子供の社会的な生活を保持する理由によっても妊娠中絶を可能にした。

第3に、1967年の国民健康事業(家族計画)法(The National Health Service (Family Planning) Act)の制定である。これは、地域健康行政当局も医療事業の一環として産児制限、すなわち避妊業務を行うことを可能にした。

第4に、1969年の離婚法改正(Reform of the divorce law in 1969)である。これは、増加する離婚に対処し、婚姻の基盤を回復することを意図した。

第5に、1964年に行われた1959年猥褻出版法(The Obscene Publication Act of 1959)の改正である。これは、時代に合致しなくなっていた猥褻法を、作品の芸術性の保護を謳うことによって社会の実状に近づけるようにした。

これら一連の法改正，法制化は，性をタブーとして抑圧的な言説で意味づけてきた社会的な価値観の枠組みを修正するものであり，女性や性的少数者に対する社会的差別の告発運動や，異なる価値，とりわけマイノリティの文化的背景を尊重することを正義とする流れに並行する。

しかしながら，伝統的価値を保持することを主張する人々にとっては，これらの諸「改革」は社会的モラルを廃退させる「改悪」であり，しかも彼等はその「改悪」と断ずる根拠を，単に思想闘争という抽象的イデオロギー的次元での応酬に終始させるのではなく，その後顕著になってくる社会的諸問題や「混乱」，経済的凋落⁵⁾をもたらすことになった元凶であるようにもとらえた。このような批判的意味を込めて彼らは1960年代を「許容的社会」と呼ぶ。そして，「許容的社会」批判が指摘するそれぞれの事項が性教育が直接対象とする事柄でもあるために，性教育をめぐる世論，論争は，この1960年代の評価と無関係には存在しない。

III 性教育世論の概要

今回分析した新聞報道の概要を，関係人物諸団体，論調の変遷で押さえると，以下ようになる。

1. 関係人物諸団体

性教育実践，性教育論争，そして性教育の政策立案と実施の場面に継続的に関与する組織がいくつかある。中には個人として関与する場合もある。

家族計画協会は，性教育実践を幅広くサポートする組織としてまず挙げられる。政府から補助金を得る慈善団体である。政治的立場としては左派に分類できるが，労働党政権時代だけでなく保守党政権に移行してからも政府の家族計画政策に参与し，半公的な立場にある。それゆえ公式的な主張や発言は，少なくとも1980年代以降のメディアを分析する限りにおいては極端な左

派色は出しておらず、進歩的穏健派とでも言うべき位置にある。

しかし同組織が、行政をはじめ社会的に持っていた影響力は大きく、その意味で伝統派からの攻撃の標的となってきた。1980年代初期までは、その攻撃に対して同協会が面と向かって対応する姿勢は新聞紙上では希薄であるが、1989年に Doreen D. Massey が新理事長になって以後、伝統派からのイデオロギー的攻撃に正面から対応する方針を明確にし、実際新聞紙上においても例えば伝統派からの攻撃の投書があると直ぐさま反論投書をするなど、広報面に於いて機動性が増してくる。

家族計画協会の周囲に存在する組織として、1963年に非婚の女性のためのクリニックとして同協会から分離したブルック助言センター Brook Advisory Centre、性教育を充実させるための全国ネットワークである性教育協会 Sex Education Forum などがある。また、折に触れて医療の専門的立場から王立産婦人科医科大学 Royal College of Obstetrician and Gynecologists が性教育に対する発言を行っている。

これらに対抗する形で、1980年当初から一貫して新聞メディアに登場するのが、Valerie Riches および彼女が所属する、あるいは代表を務めるキリスト教系の組織、道義心協会 The Responsible Society、家族青少年事業団 Family and Youth Concern である。道徳的正当右派 Moral Right に分類されるこの立場は、カトリック系ではあるが「原理主義者」と形容されるように主流には位置しない。しかしながら性教育の制度化過程には、多大な影響力を持つ。同様の組織に、キリスト教の小集団であるプリマスの信者仲間 Plymouth Brethren がある。この組織は道義心協会等に負けず劣らず強力なロビー活動を展開した。

他の宗教団体としては、カトリック教会が政府と独自の距離を維持しながらも、時代の変遷に应变な対応をする。イギリス国教会はカトリックよりも現実的柔軟路線をとっているが、新聞メディアにはあまり登場していない。イスラム教徒、シーク教徒は先の原理主義キリスト教勢力と類似した主張を

展開する。彼らは‘親が子供を授業から退席させる権利’にも強い関心を持つが、今回、新聞への登場頻度は少なかった。

一方、家族計画協会に主導されてきた進歩的性教育を左派から批判する、左翼的ラディカルとでも言うべき勢力が存在する。例えば、同性愛者の組織である憤慨 Outrage やフェミニズムからの発言などがある。この立場は性的マイノリティへの差別批判を基本的な視点とし、1970年代以後の社会運動の中で重要な位置を占め、政策にも影響力を持つに至っている。家族計画協会も、社会の認識の仕方としてはこれらと多くを共有している。しかし新聞には、彼ら自身の主張が扱われるよりも、右派からの批判の対象として登場することが多い。

2. 論調の変遷

ここでは、1980年から性教育の制度化が決定した1993年教育法の制定直後までの約13年間を対象とする。この間全体を通じてどの時期にも性教育関連の記事は見られるが、特に集中する時期が3回ある。まず1980年から1981年にかけて、次に1987年から1988年にかけて、そして1991年から1993年にかけてである。

本格的に性教育に焦点を当てた記事が見られるようになるのは1987年以降、すなわち学校における性教育の制度化が始まってからである。それ以前は、性教育の周辺領域を問題にする報道が相対的に大きい比重を占める。

1980年から1981年にかけては、原理主義的な伝統主義者からの、性に関する社会的動向や風潮、実際に行われている性教育実践に対する批判が多く登場する。とりわけ論点になっているのは、第一が1956年性犯罪法が規定する性交に関する合意可能年齢未満、すなわち16歳未満の少女に対する避妊提供の是非、第二が親の関与なく子どもに避妊処置や性教育を為すことの是非である。従って、論調としては、マスコミを使った伝統派による世論喚起といった観がある。メディアの種類としては、全国版の高級紙の参画がまだ本格

的でなく、この時期の主要な舞台は地方紙、専門紙である。

1987年から1988年にかけては、上記のテーマに加えて、性教育に関する各種組織や団体の見解や活動、親を含めた世論の動向、性教育に対する中央及び地方行政の政策や対応、性教育の教育内容に関する提案や問題点の指摘など、広範な話題が見られるようになる。更に、性教育の制度化が始まり、次第に事柄が複雑になるに従って、全体を解説するタイプの記事も増えてくる。この時期は性教育批判に対する反批判や性教育を支持する言説も増え、消極派、推進派が数の上では拮抗するようになる。そのため、論調としては伝統派からの性教育批判が牽制される流れとなる。メディアの種類としては、全国版高級紙が5割を越える。

1991年から1993年にかけての時期は、今回分析対象となった性教育関連の全新聞記事の半数以上が集中する。更にその三分の一以上が性教育の政策関連の記事である。メディアの種類としても前期の特徴が更に進み、7割近くの記事が全国版高級紙を舞台とする。言いかえると、性教育と言う事柄が全国版の高級紙によって関心を持たれる政治的色彩を帯びた領域という性格付けが顕著になってくる。従って論調も、性教育を個々の人の信条に照らしての賛成反対、好き嫌いの問題としてよりは、公的、社会的な事柄として扱う流れとなる。私的な利害からの好悪、賛否の表明があったとしても、それも政治的構図の中で何らかの意味を持つことになる。

IV 性教育受容の拡大

1. 性教育支持の流れ

1980年代に性教育に関する大規模な世論調査がおこなわれた。その最も代表的なものは、政策研究所 Policy Studies Institute の健康社会ケアの調査部長 Isobel Allen が、1987年に行った調査である⁶⁾。それまで、性教育をめぐってはその実施に賛否あることは知られてはいたものの、その賛否がそ

れぞれどのような割合で数量的に支持されているのかに関しては、依拠するデータがなかった。従って、賛否の意見表明は、ともするとイデオロギー対立の泥仕合になる危険性もあった。

政策研究所の調査は、子どもたちのほとんど、そして親の96%が、学校での性教育を望んでいるというものであった。その後同様の調査が何度か為されているが、多少数字は変わるものの大多数の人が性教育を望んでいるという結論に違いはない⁷⁾。

この調査の結果が発表されて以後、性教育をめぐる世論の勢力関係が明確になる。学校における性教育を実施することは多くの人々の期待に沿うものであるというのが、議論の出発点となる。

当然ながらこの調査結果は、性教育の普及に努力する人々の活動の拠り所となる。たとえば家族計画協会の理事長 Doreen Massey は *TES* の投書⁸⁾の中でこの数字に触れ、また同様に *The Guardian* においても、これを引用した書名記事を書いている⁹⁾。

*The Daily Express*¹⁰⁾ は、教員対象に全国規模でおこなわれた別の調査を引き、

「74%が、性に関する事実は小学校段階から教えるべきだとし、75%はそれをナショナルカリキュラムにいれるべきだとしている」

と伝えている。

性教育の実施を公式に支持する団体も増えてくる。*The Examiner*¹¹⁾ は、1987年に設立された性教育協会 Sex Education Forum について書く。

「(同協会はその目的を……広瀬) 子どもが性に関して『道徳的な責任感と力量を持って、虐待と望まない性的経験に抵抗してそれらを避け』ることができるようにすることであるとしている」。

また、この協会設立にかかわった親団体でもある全国子ども協議会 National Children's Bureau の報道官 Rebecca Milton が、

「同協会によってカトリック結婚助言協議会 Catholic Marriage Advisory Council からブルック助言センター Brook Advisory centres まで幅広い連携を図りたい」¹²⁾

としているように、この協会設立によって従来個々バラバラに活動していた諸団体は、伝統的立場から進歩的立場まで幅広く連携することとなり、性教育推進のより強力な組織固めがおこなわれた。

同じく1987年に、健康省 Department of Health の外郭団体として健康行政に政策提言等を行う健康教育機構 Health Education Authority が設立され、同機構は性教育に関しては積極的立場をとる。そして *The Doctor*¹³⁾ は、健康省は指針で家庭医 G P が、

「『教師と学校理事のための研修教材、性教育についての健康増進教材、地域の家族計画事業と学校出張活動』を提供することが望ましいとしている」

と報道し、また *The Sunday Telegraph*¹⁴⁾ は、

「性教育は、既に実施の方向に進む流れにあり、それをとどめることはできない。健康教育機構は、3000万ポンドの年間予算を持ち、1500万ポンドを青少年教育に使用している」

と、健康省系列の性教育振興の具体的対応を紹介した。

学校における性教育に消極的だと思われていたカトリック系のキリスト教関係者も、たとえば、*Catholic Herald*¹⁵⁾は、

「昨年、教育大臣 John Patten に宛てた書簡で、Hume 枢機卿 Cardinal Hume はカトリック学校におけるエイズと HIV 教育を全面的に支援すると伝えた。『カトリック学校における性教育を、親や理事たちは不適切あるいは子どもに害を与えるものだと思ってほしくない』と枢機卿は書いている」

と報じ、カトリックが性教育に積極的に取り組んでいることを紹介した。

王立産婦人科医科大学 Royal College of Obstetricians and Gynecologists (RCOG) も、当初は性教育にそれほど注目していた訳ではないが、次第に性教育推進の立場をとるようになる。このあたりを *TES*¹⁶⁾ は、次のように伝えている。

「2年にわたる審議を経て、大学の作業部会はまた、望まない妊娠を避けるためにまずもってしなければならないのは性教育であるという結論に達した。これは健康行政事業によって包括的な避妊事業を展開することを主要な提案としていた1972年の RCOG と対照的である。当時性教育は第4番目であった」。

2. 期待される性教育の効果

この時期に性教育の支持が多方面に広がったのは、性教育の社会的効果に注目が集まったからである。*The Daily Telegraph*¹⁷⁾ は、サザンプトン大学の心理学上級講師 Dr Roger Ingham が、

「性教育の授業は女性の知識を増やし自己決定を可能にするよい方法で

ある」として、性教育が女子の性的自己決定に重要な役割を果たすという研究結果を発表したことを取り上げた。

しかし、それ以上に注目されているのは、少女たちの望まない妊娠を防止する効果があるのではないかという事である。例えば *The Independent*¹⁸⁾ は、その背景を次のように伝えている。

「Manchester にある Wythenshawe 病院の産科の婦長 Kate Leigh は、彼女が出会った人々の無知に全く絶望的になる。Wythenshawe はヨーロッパ一大きな行政区で、同時に婚姻外出生率が最も高いところである。19歳女子の40%が三度目の妊娠中である。15歳から19歳の女子の妊娠は、全国値では全出産の40%以下であるが、ここの健康行政の北西管区では52%を占める。彼女は性教育の質の不備を批判し、これら少女が自分の身体機能についてほとんど何も知らぬまま出産し、出産前検診を受けることもないと指摘する。(略) グアテマラとエルサルバドルで長らく産児制限を教えている Mrs Rothwell は、性教育を継続的に強化することでイギリスの貧困地でも効果があるはずであると強調する」。

同様に、*The Daily Telegraph*¹⁹⁾ は、

「十分な資格を持った教師から受ける良質の性教育は、とりわけ20歳未満の妊娠中絶数の果てしない上昇をくい止めることができる」

という王立産婦人科医科大学の見解を伝えている。

こういう観点において性教育が成功している例として紹介されるのがオランダである。例えば *The Times*²⁰⁾ に寄せられたマスコミ界の有志連名による投書は、次のように述べる。

「もしもわが国の政府が家族の価値を保持し若者の間の未熟な性の実験を防止したいと考えるのならば、オランダを見るべきである。そこでの態度ははるかにオープンで、良い性教育が実施されており、それによって十代の若者たちが性生活をわが国の若者たちより早く開始することもなく、十代の妊娠率も我々の社会の7分の1なのである」。

また、*BMJ (British Medical Journal)*²¹⁾はインタビュー記事の形で十代のセクシュアリティに関するオランダの研究者 Jany Rademakers の言葉を次のように紹介する。

「恐怖をあおるような形でエイズに関する情報を与えて望まない妊娠を警戒させるという方法は、若者たちを危害から守って性に関して責任ある行動を取らせようとするのには良い方法だとはいえません」。

性教育のこの種の効果を政策的に期待したのが健康省の1992年の白書『Health of the Nations 国民の健康』である。この中でセクシュアリティは重点領域の一つとして設定された。単に当の少女たちの健康のために必要であるからというだけでなく、十代の妊娠を削減することが政府の財政政策からも取り組まざるを得ない課題となってきたからである。*The Daily Telegraph*²²⁾は、次のように解説している。

「1992年の白書『国民の健康』は、学校の性教育に力を入れることによってこの（16歳未満の少女の妊娠率の……広瀬）50%の減少を実現させ、同時に全国の片親家族の福祉に掛かる費用を削減することを展望した」。

V 性教育批判

1. 性教育実践批判

性教育を学校で実施することに関して、積極的な世論が形成されてくる一方で、性教育の実施自体に反対する意見、あるいは特定の授業内容に危惧を表明する人々も存在し続ける。学校で行っている性教育は、「とにかく全く非道徳的で、性教育は全部親に任せるべきです。」²³⁾といった極端な見解はごく少数派だとしても、個別授業に対する批判はしばしば見られる。

*South Wales Echo*²⁴⁾は、性教育に反対して子どもを欠席させた親を取り上げ、次のように書いている。

「Merthyr の母親 Diane Armstrong は、昨日、10歳の娘 Donna を『汚れなきままにしておく』ために性教育を欠席させた」。

そして、次のように親の意見を募集した。

「どう思われますか。親は子供を欠席させる権利がありますか。性教育はナショナルカリキュラムに入れるべきですか。今の子どもたちはいったいどれくらいまで純真 innocent でいられるでしょうか。あなたの考えを You Say, South Wales Echo までお寄せください」。

これを受けて賛否それぞれの意見が次のように掲載されている。

「Blackthorn Close, Gurnos に住む Mrs Susan Goggin は、彼女の10歳の娘は、通っている St Mary's Catholic school では性教育を受けていないが、もしも授業があるのなら授業内容を知っている限り授業に反

対するつもりは全くないと言う。『性感染症やエイズについて習うのはとても良いことです。子どもと性について話すのは何でもありません。けれど彼女が既にいろいろ知っているのには驚きます』。Llywellyn Streetに住む祖母 Mrs Mary John は、10歳の孫娘が Cyfarthfa に通っている。子どもは性犯罪の危険を知らなければならないと世間は言うが、性教育はもう少し年長まで待つ方がよいと彼女は言う。『時代が変わって子どもたちは私たちが考えているより進んでいると思いますが、そのようなことは一つずつ注意しながら教えるべきです』。

同紙は、更に街頭でこの件に関するインタビューを行い、4人のコメントを紹介している。内3人が性教育の実施に批判的なコメントを、残りの一人が肯定的なコメントを返している。否定的なものは次のようなものである。

「性教育の授業は、『子どもから子どもらしさを奪う』もので子どもが成長するのをせかすものです (Mrs Rhoswyn March)」。

「とにかく全く非道徳的で、性教育は全部親に任せるべきです (市会議員 Oswald Griffiths)」。

「子どもには少しずつ性教育をするべきで、怖がらせたり、威圧するようなことがあってはなりません。良くない授業があるとは思っていませんが、こと性教育に関しては親と完全に相談の上で運営されなければなりません (Mrs Ann Balston)」。

因みに残る一人の肯定的コメントは、自分は10歳になる娘と性について自由に話をしており、学校で性について習うことに何の異議もない (Mrs Jean Morgan) というものである。

1991年11月に Malachi Stone という15歳の少年が受けた性教育授業は、性教育批判の際にたびたび引用される。保守系の日曜紙 *The Sunday Telegraph*²⁵⁾ は、「The child molesters 子供をねらう痴漢たち The Government is backing sex education policies whose ultimate aim is to destroy the family. Is there worse to come? 政府が支持する性教育政策の最終目的は家族の破壊、これ以上悪いことは起こるだろうか」というショッキングな見出しとリードで、この件を次のようにドキュメント風に扱った。

「グロスター州王立病院 Gloucestershire Royal Hospital のエイズ部門から来た出張授業者は、黒板に“f-ing”, “screwing” および“shagging” と書き、また15歳の Malachi Stone が所属する十代の子どもで構成されている共学のクラスに、異性愛のカップルは『いずれにしてもアナルセックスはする』とか、その地域の若者の50%は16歳の時点で性を体験しているといった話をした。最後に『おもしろい』コンドームについて話し、どうやって装着するかを子どもを二人一組に分けて一人に指を二本出させたやらせてみせた」。

そして子どもをこの種の性教育から「保護」するために子どもを授業から退席させる権利を親に与えるべきだという論調を展開する。

また、このケースを扱った *The Independent*²⁶⁾ は、性教育の授業内容に問題提起する Stone 一家の主張を次のように紹介する。

「Stone 一家は、性教育を道徳的枠組みの中で行うべきとする政府の指針を、学校は守っていないと訴える。そして、教育省の回状は子どもたちに『自己抑制の重要性』を教え、『気軽に誰とでも寝るような性行動の危険性』と『安定的な婚姻と家族生活の有益性と親になることの責任』を認識させるべきだとしているはずだという」。

が、同時に同紙は、「しかし、Malachi の友達 の 反応は違っていた」、として次のような Malachi の言葉を紹介する。

「ぼくは次から次へと意地悪な言葉を浴びせられた。みんなあの授業はよかったという。あのように感じたのは自分だけなのかと思ったけれど、何人かはぼくに同感だといってくれてほっとしている」。

つまり、必ずしも彼の「当惑」が他の生徒たちの「当惑」ではなかったということである。従って性教育の授業内容に向けられた Malachi の両親の不満も、親の間では必ずしも一般的なものであったわけではない。

同 *The Independent* は同じ日に、このケースに関する投書を2通掲載している。一つは授業を支持するもの、もう一つは性教育実践に危惧を表明するものである。

前者の Mr Bryan M. Govett は次のように言う。

「日頃から性教育を実施し、また、子どもたちを引きつけるような授業を工夫している女性をゲストとして授業に招いた Chosen Hill School, Gloucester の理事たちの努力にただただ賞賛を送ります」。

また、後者の Mr Maurice Adams は次のように言う。

「Stone 一家が経験したようなひどいことはよくあります。学校は『エイズ専門家』を授業に呼ぶことに今慎重になっています。そういう人たちは、安全なセックスという言い方をしながら、ゴムを使った無節操なセックスを楽しむことにだけに関心があるようなビデオや教材を持ってきたりします」。

必ずしも多数派であるとは言えないが、性教育に対する根強い反対の存在は知ることができる。

2. 道徳的正当右派の広報キャンペーン

Merthyr の母親 Diane Armstrong や Malachi Stone の事例のように実際の性教育を批判するという、いってみれば消極的な反対行動だけでなく、道徳的正当右派は自分たちが望む別のタイプの性教育を広めるキャンペーンもしている。

1980年に、道義心協会の若手が、青少年向けにパンフレットを作成した。これは、学校配布用を意図され、「Saying No Isn't Always Easy いやと言いにくい時もある」というタイトルの、A4版を三つ折りにしたものである。「本当の自由というものは自分が本当に信じていることに忠実であることです。No というのは悪いことではありません。セックスするのに No を言うことは、将来の、自分のためになる人間関係に Yes を言うことです。セックスは完全な結婚生活の中にあることによってのみ本当に満たされるものなのです。」と、婚姻外のセックスの非を訴え、禁欲を呼びかけている。このパンフレットはいくつもの新聞に取り上げられており、その意味で社会的な関心を集めたことがわかる。

*Irish News*²⁷⁾は、

「道義心協会は、最近の不愉快な傾向と戦うため、多くの人の要望に応え、『いやと言いにくい時もある』という冊子をつくった。」

と、このパンフレットの発行のいきさつを紹介し、*Medical News*²⁸⁾は、ブルック助言センター Brook Advisory Centre が、そのパンフレットを「極めて危険」と批判したと伝えた。また、*Birmingham Evening Mail*²⁹⁾は、

「結婚前のセックスを頭ごなしに良くないとするパンフレットは、自分
なりの感性を見いだそうとしている若者たちを即排除する事になるとい
う点を私は指摘したいのです。」

という英国妊娠助言事業 British Pregnancy Advisory Service の上級性教
育担当官の批判的な投書を載せた。

*The Daily Mail*³⁰⁾は、そのパンフレットが対象にしていた年齢層の青少
年に感想を求め、その反応を特集した。女子2名男子1名の感想を載せてい
る。

一人の女子 (Clapton, East London の Tina Drysdale, 14歳) は、次の
ように語る。

「(パンフレットに……広瀬)『多くの人があなたにセックスをさせたが
っている』と書いてあるけれど私には初耳です。学校で性病がこわいと
言うことを聞いたのと、父親がめんどろなことになるその後で大変だとい
っていたほかは誰からもそんなセックスについて聞いたことはありません。
(略) 知っている女子の中には彼氏に寝ても良いかと聞かれた子も
いますがみんな断っています。うちの学校ではいったん『みだらだ』と
評判がたつとすぐ知れ渡ってしまうから。」

もう一人の女子 (Oldham, Lanc の Clare Sullivan, 15歳) は、次のよう
に言う。

「いままでつきあった男子の何人かに寝たいと言われました。(略) 心
の深いところでこわい気がして、今の所『No』と言っています。真剣
につきあっている人とだったら寝ても良いということが (このパンフレ
ットに……広瀬) 書かれてないのが気になるけど、このリーフレットは

気に入っています。いろいろわかりました」。

また男子 (Croydon, Surrey の Tony Marshall, 15歳) は、次のように言う。

「このパンフは『女子用』と表紙に書くべきだと思う。男子は No の言い方を教わりたと思ってないし、いつも No を言われているのはこっちだし。まわりにいる男子はみんないつもセックスの話をしているけれど、実際にやっているとは思わない。知っている女子は『手軽な』子だといわれたくないからやらせてくれない。うちのクラスの何人かの女子は、一年上の子とやっているみたいだけど、一年しか違わないのにどうして僕たちじゃダメなのか、納得できない」。

パンフレットの危惧に比較して、このサンプリングからは若者の日常はさほど混乱していない印象を与える。地域的、階級的、また人種的背景によって状況はだいぶ異なるものの、中間的な青少年像としてはこのあたりだとみてもよい。

道義心協会は、先のパンフレット配布を通じて学校現場に自分たちの考えを伝達する一方で、次のような広告記事を新聞数紙³¹⁾に掲載し、学校で行われている性教育に反対する親の意見を募集している。すなわち、

「道義心協会、家族青少年事業団は、学校での性教育における親の役割について調査を行っています。できれば以下の点について情報をお寄せください。

あなたは、事前に自分の子どもが受ける性教育の内容についての全情報を得ましたか。

あなたは、授業中に使用される教材や話題の内容について、事前に情

報を得、また教師に質問することができましたか。

あなたは、子どもが受けている性教育が自分の信条に合わないと感じたことはありますか。

性教育を受けた後、あなたの子どもの行動が何か変化したようなことはありましたか。

手紙の内容は秘密厳守で処理します」。

この呼びかけに対する反応が、後日どこかの新聞紙上に発表されたかどうかは不明である。今回の資料収集の過程では見られなかった。これによって事例の収集が行われたであろう事は想像されるが、むしろこの記事の意味は、学校の性教育が監視されているという事のアピールにある。

その後性教育が制度化されると、親の意向は多分に配慮されるようになるが、むしろ行政サイドからの親に対する啓蒙用の媒体としても新聞が使われる。たとえば、*South Wales Echo*³²⁾は、「Information お知らせ」として、次のような記事を載せた。

「学校は性教育の授業をする時には事前に親に知らせ、保護者会の時に教材を提示するように指導されています。公立中等学校用の教材は、思春期の変化、避妊、人との関係といったタイトルになっています。小学校用の教材はまだ準備されていません。生殖に関してBBCやITVの教材用の公式フィルムはありません。Mid Glamorgan 区の委員会では、生活と成長などのテレビのシリーズも教材として使用されています。生活と成長の単元は、子宮での子どもの成長、出産、お産クラスに出ている母親について触れています。『中にはこれらをあからさま過ぎるという人もいるかもしれませんが、子どもの疑問に答えるにはあからさまであることも必要なのです』、『子どもは、元々好奇心が旺盛ですが、これはまさに自分の身体の実事についてのことなのです。』と、Mid Glam-

ourganの健康教育アドバイザー Sue Allerston は言っています」。

VI 性教育における親の位置

性教育の方針決定を、親の意向をより強く反映させる意図で学校理事会の責任の下に置き、また1993年の義務必修化に当たっては、親が子供を授業から退席させる権利の導入が焦点となるなど、性教育の制度化の過程で親の位置づけは一つのキーワードになっている。その場合の「親」は性教育に反対する親であって、進歩的な性教育を実践する「教師」に対比された。

確かに議会論争の中に表れる教師像は「過激な左翼的」性教育を実践する教師であり³³⁾、実際にその種の授業に反対する親は、先のいくつかの事例でも見たように存在した。しかしながら、少なくとも性教育世論にあっては、親と教師の関係はその図式だけでは理解できない。*The Sun*³⁴⁾が、

「恒常的にセックスをしている16歳未満の少女の20%以上は、親も承知していることが昨日話題になった。」

と報じるように、子どもの早熟な性行動を取り立てて問題にしない親もいるし、なによりも数の上で親は、性教育を支持する側にいる。

親そのものは従って、性教育の制度化に関して二重構造を成す。すなわち、数としては多数派の、性教育の実施を希望する、制度化を押し進める要因母体となった親と、数としては少数の、性教育に不快感を示し、制度化を阻止する防波堤として性教育の非をアピールする親である。

性教育の実施を望む多数の親はしかし、必ずしも性教育に前向きに取り組む親ではない。性を子どもと語る力量がなく、中には語る意志すら持たない場合もある。子どもの置かれている状況に問題を感じていたとしても、何の対応をすることもできず、戸惑うか黙認する親である場合もある。それ故そ

の役割を学校に期待するのである。逆に学校での性教育に反対する親は、それが、性教育をいっさいすべきでないという信念である場合であったにしても、性に関して自覚的な意見を持っていることが多い。

*The Daily Telegraph*³⁵⁾は、

「多くの学校でセックス、避妊、麻薬、道徳観についての授業が行われているが、なぜ親は教師に任せるのだろうか」

と疑問を投げかけ、学校での性教育実践とその背景にある家庭状況の一つを描いている。ここで取材されているのは「失業率が高く、生活意欲の低いリバプールのはずれの労働者地域」のコンプリヘンシブスクールで、性教育は価値の教育だという信念を持って授業を行う教師は、学業が奮わない子どもであっても、自分自身に「自信だけは持たせることができる」という自負を語る。学校での性教育を必要とする、家庭における教育的環境の不十分の一端を窺うことができる。

また、教育内容を検討するために親に対して行ったアンケートの回収率がきわめて悪いというある学校の困惑を、*The Daily Mail*³⁶⁾が次のように伝えている。

「二週間前、サマセット、タウトンのカンタベリーにある St Augustine 校で、ある親から保育のシラバスについて苦情があり、その後、離婚や中絶に関してたずねるアンケートが配布された。しかし、カトリックとプロテスタントの両生徒を擁する教会立のこの学校には、昨日になっても700のうち一通も回答がない。そこで教師たちは、子どもを通じて家庭にアンケートの回収を訴えた。アンケートが問うているのは、もし授業でエイズや同性愛について教えるとしたら何歳がよいと思うかというものである。回答の秘密の厳守も謳われていた」。

更にこの事態に対して校長が、

「親は子供に性に関してオープンでなく、責任を学校に転嫁していることがよくわかります。(略)新聞を読むと親は子供が何を習うかに関してひどくこだわっているという印象を受けますが、会合を開くと集まるのはせいぜい40人です。」

という感想を述べており、親の消極的態度に対する落胆が隠せない。

性になかなか正面から関われないというのも、親の中によく見られる傾向である。性教育の授業について、その層を代弁するべく Ted Wragg は次のように TES³⁷⁾のコラムに書いている。

「家族計画協会が性教育をナショナルカリキュラムに入れようとキャンペーンを始めたことを知って、しかしながら驚いている。が、誤解しないでほしい。そのことに反対しているわけではない。私は何を教えることも問題なしだと考えている心の広い男である。(略)しかし性教育に関してはダメだ。私にとってそこには、身の毛のよだつ、生きた心地のしないことがごまんとある」。

そして例えば次のような例を挙げる。

「第一に私は無知であった。キャップやコイルが頭に乘せるものであるのか耳の中につっこむものであるのか見当がつかない。第二に、私には恥ずかしすぎる。教師がバナナにコンドームをかぶせる授業のビデオを見たことがある。生きた心地がしなかった」。

このように性が公的領域で扱われることに「恥ずかしさ」を感じ「生きた

心地がしなかった」と書いたコラムに対して、家族計画協会の理事長 Doreen Massey は反論投書をしている。そして、

「性について話すときに『身の毛のよだつ、生きた心地のしない』ような経験をしてしまうことこそが問題なのです。」

と、性をタブーにして避けてしまう態度こそが問題なのであると訴えている。

王立産婦人科医科大学も、性に対する構えを素通りして効果のある性教育はできないことを指摘している。*The Guardian*³⁸⁾はその内容を伝えている。すなわち、

「イギリスが、避妊を奨励し、増加する妊娠中絶について検討するのであれば、性に対する『混乱して複雑で相矛盾する』態度を克服しなければならぬ」。

Ⅶ 性教育攻防の争点①——未婚者の避妊是非

先にも見たように、十代の少女、とりわけ女子生徒の妊娠の削減は、性教育に期待されていた第一の仕事である。そのためには子どもたちに妊娠のメカニズムを教え、避妊の知識を提供することは不可欠となる。しかしながら事態が簡単には進まないのは、女子に関しては性犯罪法によって規定された16歳という性交同意可能年齢があることである。すなわち、16歳未満の少女が関与する性交は違法となる。従って、もしも学校で禁欲以外の避妊を提供するとすると、学校は違法な行為の存在を認め、それを幫助することになる。

この問題は、性教育の中で問題になる以前に既に社会的な関心を集めている。ケンブリッジ州で起こった Gillick 事件はよく知られている。Victoria Gillick が、健康社会保障省による方針を違法として地域の健康行政当局を

訴えた事件である³⁹⁾。

1980年に健康社会保障省の家族計画事業覚え書き指針が、それまでの方針を若干緩和し、16歳未満の少女に対する避妊の処方は、最終的に医師の専門的判断にゆだねるとした。Gillickは、自分の娘には親の承諾なしに避妊の処置をしてほしくないとして、同方針の違法性を訴えた。Crown Courtでいったん主張を退けられたGillickはAppeal Courtに訴える。

因みに、その際道義心協会のRichesは、*Medical News*⁴⁰⁾紙上でGillickにエールを送っている。同紙は次のように報道した。

「道義心協会は、ケンブリッジ州の十人の子どもを持つ母親Victoria Gillickが、親を二流市民におとしめたHigh Court判決に不服を申し立てないのであれば闘争に踏み込む用意があると語った」。

Appeal Courtで勝訴したGillickは、House of Lordsで再び敗訴する。

この事件にも見られるが、法定年齢未満の少女に対する避妊の是非は、同時にその避妊を処置する場合に親の同意を必要とするか否かをもう一つの論点とする。

*Daily Star*⁴¹⁾は、この点に関して相反する意見を次のように紹介している。

「ある家庭医と著名なソーシャルワーカーによって書かれた、ある硬派の福祉圧力団体の報告書は、家庭医は16歳未満の少女がピルを求めた事例は報告すべきだとした。(略)しかし、英国医療協会the British Medical Associationは、その考えは危険であるとしている。同協会の報道官は『少女が主治医に相談に来なくなってしまう危険性がある』と指摘した」。

家族計画協会の議長Dr John Dunwoodyは、現実的に考えたなら親の承

諾に固執すべきでないとして次のように言う⁴²⁾。

「16歳未満にとって、産児制限の最善の方法は禁欲であるということは言うまでもないだろう。しかしこのオーウェル主義的時代にあっても、個人の最も親密な行動を完全に予見するのは不可能でありまたすべきでない。(略)十分な知識とともに避妊が提供され、かつ親の承認があるのが最も理想的である。けれど、これがいつでもどこでも可能であると考えるのは現実的でない」。

同じように、*Medical News*⁴³⁾も、

「すべての家庭が Mrs Gillick のところのように幸せではないし、セックスに慰めを求めるのは往々にして混乱の中にあって幸せではない子どもたちである。残念なことに、そのような子どもは避妊について聞いてくることは滅多にしない。もしも法定年齢未満の少女がしっかり自分で考えて避妊を求めてきたなら、少なくとも彼女たちには信頼した人から裏切られることはないという安心感を持ってもらいたいと思う」

と、親の承諾を求めることには慎重でなければならないと主張する。

少女の避妊問題は、宗教的信条やモラルの問題にとどまらず、世俗次元での社会問題でもある。*GP*⁴⁴⁾紙上の、家族計画協会の議長 Dr John Dunwoody の次のような文章はそのあたりを端的に示している。

「十代で妊娠した少女たちには、若くして妊娠したことでこれからどういことになるか想像できないだろう。住居、金銭の問題、社会から隔離され、また否応なく政府や家族に依存せざるを得なくなる。これらの不利益を被るのは次の世代である」。

事実、当の少女たちは学業を断念する 경우가多く、そのため安定した職を得ることも難しい。中には犯罪やドラッグに巻き込まれる者もいる。生まれてきた子どもたちの養育環境も劣悪にならざるを得ない。これらは、少女の妊娠の増加が彼女たちの個人的問題にとどまらず、社会的にも関心を持たざるを得ない問題であることを示す。財政的に考えるならば、こういった事態に事後的に福祉的サポートをするよりは、事前に効果的防止策を採る方が圧倒的に安上がりである。

このように、少女妊娠の効果的防止策として避妊教育が注目される一方で、しかしその効果に疑問を持つ人たちもいる。*British Weekly*⁴⁵⁾は、次のように伝える。

「道義心協会の Valerie Riches によると、健康大臣 Dr Gerard Vaughan が、二つの会合で十代の子どもにも避妊を提供することが女子生徒の妊娠を減らすことに繋がらなかったと認めたという。産児制限の無償提供は逆の作用をしたと思われる」。

避妊の代わりに彼らが主張するのは、禁欲の奨励である。

避妊指導の効果の有無を因果関係を持って明らかにすることは難しい。この記事のように効果なしを主張するものもあれば、オランダの例などを引きながら効果ありとするものも多くある⁴⁶⁾。しかしながら時代的動向としては、先に触れた健康白書『国民の健康』が学校の性教育と連携を図ることにによって西暦2000年までに女子生徒の妊娠を半減させることを掲げるように、世論としては避妊指導の効果に期待する方向にある。

VIII 性教育攻防の争点②——性的マイノリティ

性教育が掲げてきた目的は、望まぬ妊娠を減らすという直接的なものだけ

ではない。相互に充実した人間関係を築きながら満足のいくセクシュアリティを生きられるようにする事も、性教育のより広い目標である。それは、女性や同性愛者等、性的マイノリティの支援という形で具体的には実践されてきた。1960年代から1970年代にかけて性教育が民間ベースで広がっていった現象は、性教育のこの側面に重点が置かれた動きである。

当時から一貫して性教育の活動に関与している家族計画協会は、当然この性的マイノリティの支援を姿勢の一つとしているし⁴⁷⁾、伝統派勢力が性教育の動向に関心を払うのとは別の観点からフェミニズムやゲイリベレイションも性教育に関心を持っていた。

例えば、地方行政当局が同性愛を助長をするような授業を支持する事を違法化する動きを知った同性愛者たちは、700人以上の規模でウエストミンスターに集結し、支持議員にロビーをおこなう。*The Guardian*⁴⁸⁾はこの模様を次のように報じた。

「(この集会は、……広瀬) 地方当局が同性愛を助長することを規制する政府案に反対する、冷静な集まりであった。改正案は今夜、下院の地方行政法案報告段階で論議される予定である。(略) 提案されている規制はこの新しい地方行政法案に盛り込まれている。もともと Dame Jill Knight が昨年提案し、今や地方行政担当大臣 Mr Michael Howard の支持を得るに至ったその条文は、地方行政当局が、公費学校で同性愛を家族形態の一つとして許容できるものとして教える授業や、同性愛ないしその許容を助長する団体または個人に財政補助することによって、同性愛を助長することを違法とするものである」。

また性教育の授業そのものについても、同性愛の扱いをめぐる同性愛者あるいは支援者の団体から意見が表明される。*TES*⁴⁹⁾は、この問題を扱いながらいくつかの動きを紹介している。例えば、代表的なレズビアンとゲイ

の権利運動団体である Outrage が、「学校は性教育の中で同性愛について適切に教えていないとし、その望ましくない状況に対処する一連の活動の一環として」学校教育に関してのパンフレットを出したこと、性教育に消極的な自治体がある一方で、中には教師研修のアドバイザーが性教育に力を入れている地域があること、バーミンガムでは同性愛の扱いに問題があるとしてある教師が停職処分を受け、それが裁判となり処分不当の判決が出されたが最終的に逆転判決が出て教師が学校を去ったことである。

また、同紙はレズビアンとゲイの平等のための北西運動 the North West Campaign for Lesbian and Gay Equality によって書かれた学校理事を対象にした論文が、次のように性教育の重要性を位置づけていることにも触れている。すなわち、

「もしも異性愛の子どもたちにレズビアンとゲイのセクシュアリティと人間関係について正しい情報を与えないままにしまうと、彼らに一生涯、ある人々を亜人間であるように捉えて差別する偏見を持って生きさせることになる」。

同性愛の偏見を取り除くことや、女性が性的にも自立した生き方ができるように支援することは、異性愛カップルをモデルとして貞節な男女の関係を良しとする「ビクトリア的」家族像に変更を迫るものである。安定した異性愛家族を社会の単位として構想し、それを強化充実させることによって、社会の基盤づくりをしようとする伝統派には、これらの新しい動きは受け入れがたいものである。伝統派の主張にとって、同性愛批判、フェミニズム批判は不可欠になる。

例えば、*The Sunday Times*⁵⁰⁾は、「PC一味に乗っ取られた性教育」と題して、Barbara Amiel の次のような、フェミニズム、同性愛批判を載せた。この種の批判としては一つの典型的なものである。

「いまや、家族計画協会は戦闘的フェミニスト—同性愛路線の政治課題を自分たちの十八番としている。彼らは政治的に正しい立場に立ったやり方で男女はどう振る舞うべきかといった観点から、両性の関係を社会的に改良したがっている。まあ良いでしょう、自由な社会なのだから。不運なことに、FPAはその改宗作業を我々の税金を使って、しかも大人に対してでなく、4歳の子どもにやっているのだ。首相は、我々の社会が家族の価値を重視するようになってほしいと言う。FPAのような組織がそれらの価値観の掘り崩しをやめるまで政府の補助金を大幅に削減するという方法はどうか。 (略) FPAのめざすところは『快感主義』で、心地よくなることを人生の中心に置く。そしてもう一つは、観念的の被害者という考え方である。(略) これは、性的指向によるイデオロギー的分類方法で、男性と異性愛者が生まれながらに抑圧者、女性と同性愛者が生まれながらに犠牲者であるというものである。活動家にはこれが通用するのだろうが、しかし多くの女性や同性愛者は犠牲者の役回りを演じているようには見えない」。

この論説に対して家族計画協会の Doreen Massey は、

「FPAの新しい小学校用のガイドは、Ms Amielが言うような、『戦闘的なフェミニスト同性愛主義路線』で『60年代の子どもたち』が夢見ていたものではなく、政府によってナショナルカリキュラムの中に提示された性教育の枠組みに沿って、教師や学校の要請に応えるものだ。実践例は何年にもわたって授業の中で改善されてきたものであり、しかもそれをどう使うかは個々の教師の判断に任されている。」

と反論投書をした⁵¹⁾。

また1991年12月6日の TES は、原理主義的キリスト教団体である Ply-

mouth Brethrenが、エイズ問題に絡めて同性愛批判のキャンペーンを大がかりに展開していることを次のように報じている⁵²⁾。

「キリスト教原理主義者は強大になりつつある親の力を背景にしたロビーを展開することによって、サイエンスの授業論争に参入し、論争の世論づくりに動き出した。『同性愛者への天罰』、21世紀の黒死病など呼んでエイズの流行を攻撃対象としている。科学教育協会の地方及び中央の委員会に向けられた警告からは、これらの人々が本気である事が解る。彼らは、聖書と、誤解した法を武器にしている。地方行政法の第28条が禁じているのは、(しかし、同性愛の授業ではなく……広瀬) 地方行政当局が同性愛を助長することなのである。授業の中で、現に教えることになっている部分についてさえ憤慨している Plymouth Brethren は、先週全国紙にキャンペーンを張って呼びかけた。『すべての親に警告する政府はあなた方の権利を無視している』。そして、エイズを姦淫と不浄に対する神の罰であるとみなして、『エイズ研究は全国的な規模で若者の道徳を崩壊させ、既にこの国のあちらこちらに見られる道徳の墮落を加速させるだけである。』と主張する」。

IX 性教育の転換

1. 社会政策へ

性教育の制度化が1980年代の中頃から本格化するのに呼応して、新聞においても行政の対応を念頭においた記事が増えてくる。そのときどきの政府の方針、動きを報道解説するとともに、その動きに対する各方面の意見等を伝えている。

労働党政権下に社会的弱者支援という左派的色彩を持って普及し始めた性教育が、保守性を色濃く出したサッチャー Thatcher 政権下に制度化を見る。

当然そこにおける質と意図は同じではありえない。性教育の持つ多様な意味あいと機能の、異なった部分がそれぞれ強調されていたと考えてもよい。

例えば、少女の望まない妊娠を減少させることをとってみても、社会運動的関心からは社会に受け入れられない性的弱者救済という目的に力点が置かれるが、その数が増加し、そこから派生する影響が社会的変化を伴う規模になると、個々の人を救済するという意味あいよりも、社会的秩序の安定保持に焦点を当てた、社会政策的意味あいが強くなる。従って担い手も、社会運動的機能に注目する人々から、社会政策的機能に注目する人々へ重心を移していく。

この時期を担当した教育相は Kenneth Baker (1986～1989) である。1986年第2教育法の制定で学校における性教育の性格を道徳的枠組み重視と設定し、その実施の責任を学校理事会の下に置く方向で制度化の路線を敷いた教育相である。ここにあつて性教育は、保守党政策の要である家族基盤の充実の具体的方策という位置関係に置かれる。同じ保守系とは言え、性教育が道徳を退廃させて家族の基盤を崩壊させるとする、原理主義的キリスト教グループに代表される道徳的正統右派の立場とは異なる性教育観である。

義務化を謳うに至らぬまでも、この時期 Baker が性教育を重視していた⁵³⁾ことは、次のような *The Guardian*⁵⁴⁾ の記事からも窺える。

「この段階（教育省提供のブックレット教材が出来上がり、ビデオその他の教材が引き続いて準備されている段階……広瀬）にあつても、それをどのように授業で使うかを決定するのは、校長と理事会ということになるだろう。教育省報道官によると、Mr Baker は、『責任ある理事会はこの授業を拒否することなどあり得ないと考えている』と語っている」。

2. 内容確定作業

1986年第2教育法の段階では性教育の具体的な内容については規定されて

いない。その後、地方行政法が地方当局と同性愛の授業の関わりに言及したり、ナショナルカリキュラムの制定が本格化するに従って、性教育の教育内容を確定する作業も進む。

既存の印象がある道徳的枠ぐみも、確定作業を必要とするものであった。「ビクトリアに帰れ」を合い言葉にしたサッチャー内閣であってみれば、「ビクトリア的」価値観を土台にすることは予想されても、実際にそれが今日の人々に受け入れられるものでなければ政策としては無意味である。関係諸団体の意向を考慮し、社会的動向を見極めた上での確定作業となる。調整には試行錯誤を伴う、極めて政治的な作業である。

*The Independent*⁵⁵⁾は、行政内部に於いても意見調整が並行していることを例えば次のような例で紹介している。

「サイエンスカリキュラムの作業部会の見解に依拠して教育省の大臣 Kenneth Baker は8月に、平均的14歳は『産児制限の各種方法を知っておくべきだ』という方針を述べたのだが、昨日の報告によると、ナショナルカリキュラム委員会は『修得目標』からこれをはずしている。それと引き替えに教えられるのは、『人間の妊娠のプロセスを理解することであるようだ。学校が自主的に産児制限を含めることはいままで通り自由である』。

性感染症も、当初はナショナルカリキュラムに入らず、1991年サイエンス規則改訂によって入れられ、再度1993年教育法で外されるというように、二転三転する。性教育の教育内容はこのように、ときどきの情勢に左右されて変化する。

*The Pink Paper*⁵⁶⁾は、Baker が新しく構想した性教育の方針枠をスクープして掲載した。すなわち、次の箇条書き風の記事である。

「*The Pink Paper* はその改正内容を独占的に入手した。

- ・エイズを予防するために『セックスに no を言う』こと、『HIV に感染していない一人の相手と誠実な関係を保つ』ことを子どもに教える。
- ・今回削られたのは、初版の『コンドームの使用』に関する助言、『セックスの代替』『挿入行為はしないということ』。
- ・同性愛について教師はセクション28（地方行政法第28条のこと……広瀬）を含めて『法の適用』を強調すること。『男性間の同性愛行為は私的な場において行われる以外違法である』。
- ・レズビアンと HIV 感染の関係が初めて入れられた。
- ・セックスに関する指導は12 - 13歳から14 - 15歳に引き上げられた。
- ・たとえば、『私が同性愛という言葉聞いて感じるのは……』という文章を完成させるなど、それまで行われていた、生徒の同性愛に対する偏見を助長するような方法は削除された。
- ・『変態いじめ』は『虐待』とみなす。
- ・エイズとの関係だけでなく同性愛をめぐる社会的な状況が大きく変わったことに触れる。ゲイバーや同性愛に敵対した悪口について授業の中で話し合うことも考えられる。
- ・討論領域から検閲削除された部分：『教師は自分が同性愛者であることを子どもや仕事仲間へ告げた』
- ・討論領域から検閲削除された部分：『13歳の少女が英語の教師に恋をしたという。プレゼントを買い、手紙を書き、彼女の家へ学校の帰りについていく』
- ・巻末の資料が改訂され、London Gay Teenage Group などいくつかの団体がリストから削除された』。

この方針から解るのは、この枠組みが貞節で安定した一夫一婦的な婚姻関係を基本に据えていること、セクシュアリティの多様な形態等に関しては踏

み込んだ部分を削除したこと、しかし一方で社会的マイノリティに対する差別的行為などには厳しく対応する方向が示されていることである。避妊指導についてはあまり触れられていないが、おそらくは積極的に行うべきははずであつたものが後退したと思われる。

社会政策路線で性教育を推進していくためには、従来から性教育実践に携わってきている教師をどのように処遇するかも重要な課題である。それまで性教育を実践してきた教師には、家族計画協会の指導の傘下にある者が多く、性教育を社会安定の方策としてよりも社会的弱者の支援策や社会変革の方途としてとらえている者も多い。先の *The Pink Paper*⁵⁷⁾ は、そうした中で Baker が、教員を牽制する方針を明確にしたことを伝えている。すなわち、次のように書く。

「教育大臣 Kenneth Baker は、3月にこの方針（性教育に関する方針……広瀬）を公表した時、同時に性教育を教師の手から離したいということも述べた」。

教員対策のポイントは、政府の方向設定を形骸化することなく彼らの教師としての力量を活用することにある。言うまでもなく、性教育の方針策定を学校理事会にゆだねたのは、教員の影響力を押さえる一つの方法でもあつた。

性教育の推進には、また別の政策意図も窺える。*The Guardian*⁵⁸⁾ は、教員数の過不足問題を次のように伝えている。

「中等学校の生徒が3分の1減少することを勘案し、教育科学省は現在200,000人必要な教員が1995年には184,000人になるとしている。しかし特定科目に目を向けると需要と供給の不均衡が指摘される。ナショナルカリキュラム実施による影響を予測した最初の公式値は、化学では11,000人の必要に対して2000人すなわち18.2%、技術で22,000の必要に対

して6000人すなわち27.3%，音楽で7000人の必要に対して2000人，すなわち28.6%が不足する。しかし生物，家庭科，体育そして宗教の教師は過剰になるとみられている」。

子どもの人数の減少と，ナショナルカリキュラムの導入に伴う，教師需給のアンバランスである。幾つかの科目で教師の不足が予想される一方で，生物，家庭科，体育，宗教の教師が過剰になるという予想である。性教育を，サイエンスの生物学的領域を中心とし，子どもの身体，生活を対象にした価値にかかわる教科として導入するアイディアは，生物，宗教，家庭科など過剰教員対策としても機能するというもくろみがあったのではないかと想像される。

性教育の予算措置もまた別の問題としてある。財政規模の縮小が政府方針となっている中で，性教育もその影響から無縁でない。家族計画協会への補助の削減がたびたび検討され⁵⁹⁾，また少女の妊娠削減を重視する健康白書が発表される一方で，7年間続いていた健康教育関連のプロジェクトが財政補助の終了期を迎える⁶⁰⁾。*The Nursing Times* は，性教育の重要性が言われながらも，予算が十分でないために約半数の学校が性教育に前向きに取り組めないでいると，財政措置の重要さを指摘している⁶¹⁾。

X 政府の姿勢の変化

John Patten が教育相を担当した時期，すなわち1992年4月以降，性教育に対する政府の姿勢に顕著な変化が生ずる。

Patten の教育政策の基本は Baker の時期と同様に道徳的価値の重視である。1990年11月にサッチャー M.Thatcher 内閣からメジャー J.Major 内閣に変わり，内閣全体のキャッチフレーズは「ビクトリア的価値観 Victorian Values」から「基本に戻れ Back to Basic」に変わったが，家族基盤の充

実を軸にした政策はそのままであった。むしろ「望ましい」家族像の強化に関しては、メージャー内閣はサッチャー内閣に勝るとも劣らぬ諸策を試みている。*The Independent*⁶²⁾は、メージャー内閣の家族政策について次のように報じている。

「メージャー主義が名を残すかもしれない。サッチャー主義の『ピクトリア的価値観』に比べてより近代的で道徳的に穏健な政治対応がとられるだろうという予想は繰り返し裏切られている。先週はシングルマザーに対して攻撃が行われ、今週は、下院の第3読会段階に入らずになっている教育法案に最後の締めがかけられた。」

性教育の大枠も当初の基本方針通り、道徳的枠組みの重視と家庭基盤の充実である。また、その具体策の一つである避妊教育の充実も引き続き性教育の重要な部分となっている。*The Times*⁶³⁾は、Pattenの任期中に出された性教育の指針が、

「少なくとも法定年齢未満の少女が毎年8500人も妊娠している状況では、避妊や妊娠中絶などの論争的な事項に取り組まざるを得ず、「『国民の健康 Health of the Nation』の主導の元に、ほぼ十年の内に16歳未満の妊娠率を半減させたい」

としていることを報じている。

道徳的枠組みという方針は、行政の指導もあって教育現場に浸透し、既に保守系の専有物ではなくなってきている。性教育の担当者の間では「標語」化しているともいえる⁶⁴⁾。*The Daily Telegraph*⁶⁵⁾の次のような報道からもそれがわかる。

「今日の性教育関係者の間には、『責任』、『価値』、『道徳的枠組み』をキーワードとする共通理解があるようである。これらが共通理解となったのは疑いもなくエイズの脅威である。それによってセックスが単なるレクリエーションの一形態であるという60年代的考えに風当たりが強くなり、『無責任』な性行動は悲劇的な結末につながるという事実立ち返ることとなった」。

標語が広まったとはいえ、やはり「価値」、「道徳」の中身に関して明確な政府案は提示されていない。*The Daily Telegraph* は続けて次のように言う。

「Mr Patten は、道徳性という言葉を好んで使うが、その中身については言わない」。

その具体的項目がここでも実質的な対立、抗争の争点となる。

必ずしも保守系の右派を代表するとは思われていなかった⁶⁶⁾ Patten は、教育相に就任すると早々にナショナルカリキュラム委員会の15人のメンバーに、「右より陣営の代表的教育関係者を任命し」⁶⁷⁾て加える。

XI 右翼ロビーの影響

Patten の明らかに右寄りの姿勢表明にもかかわらず、その性教育政策を厳しく批判するのは右翼勢力である。すなわち原理主義的キリスト教系に代表される、更に右寄りの道徳的正当右派の人々である。

イギリス国教会と並んで、数の上では宗教における最大勢力であるローマカトリックの主流派は、折に触れ性教育を支持する姿勢を表明し、政府との関係を保っている。*The Guardian*⁶⁸⁾ は、カトリック教育会議でローマカトリックが、サイエンスで性感染症を扱うという政府の方針を支持したことに

対応し、Patten は、政府は教会学校の教育を高く評価すると述べ、性教育に関して政府とカトリック系教会が足並みをそろえる合意を持ったことを伝えた。

従ってカトリックの中に性教育をめぐる内部対立があることになる。例えば、*Catholic Herald*⁶⁹⁾は、次のような事例を紹介する。

「HIV 支援団体カトリックエイズリンク (CAL) は今週教育大臣 John Patten に、原理主義的カトリック団体が、新しいナショナルカリキュラムのサイエンスにエイズを入れるべきでないと批判しているが、その批判を拒絶するよう要求した。(略)しかし圧力団体家族青少年事業団のカトリック教徒である理事長 Valerie Riches は、教育案には『多くの不愉快なもの』があると語っている」。

カトリック主流が支持している政府の現実的右寄り路線と原理主義派の見解の違いに焦点を当てて、*The Daily Telegraph*⁷⁰⁾は政府路線を次のように描写している。

「たとえば、一方で性教育の中で『責任』というのは、コンドームの使用を奨励してエイズや妊娠を予防することを意味する場合がある。他方では、結婚の安全枠の中から性が外に出ることを防ぐことを意味する。いろいろなことに言及している中でなぜか Mr Patten が今回の回状の中で言っていないのは『貞節』ということだ。しかし、Mr Patten が所属する政府も、一般社会と同様に、性の倫理に関して何も確実なことが言えないのが現実である。『基本に戻れ』のかけ声にもかかわらず、内閣は貞節を重視する政策を採る意向があるのかどうか疑わしい。中等学校にコンドームの自動販売機を設置することを主張したのは、家族計画協会やブルック助言センターではなく、下級健康大臣 Tom Sackville

なのである」。

従って原理主義派にとって、政府の対応は現実の変化にただ追随するもので、道徳的な家族基盤を充実させるものではないと考えられた。*The Sunday Telegraph*⁷¹⁾は、原理派の危惧を次のように代弁する。

「国が教育内容の細部まで決定することの持つ危険性は、ナショナルカリキュラムが用意されて現実のものになった。それは元々、左翼的政府がそれを通じてフェミニストやブラックパワーの主張を強調するのに利用する事が起こるかも知れないということだった。しかしながら、このカリキュラムを使って核家族と親の権利を崩壊させるのは、まさにこの保守政権の、伝統的な価値観を強く標榜する教育大臣 John Patten の下で起こっていることである」。

原理派にとって労働党政府の下における性教育政策と保守党政府の下におけるそれと、質の上では連続していると把握されていることがわかる⁷²⁾。この少数派による強力なロビー活動を、各紙は以下のように扱っている。*TES*⁷³⁾は次のように書く。

「キリスト教系原理主義者は強大になりつつある親の力を背景にしたロビーを展開することによって、サイエンスの授業論争に参入し、論争の世論づくりに動き出した。『同性愛者への天罰』、21世紀の黒死病などと呼ばれるエイズの流行が攻撃の対象である。科学教育協会の地方、中央の委員会に宛てた警告からは、これらの人々が本気である事が解る。彼らの武器は聖書と、誤解した法である」。

*The Independent*⁷⁴⁾は、次のように書く。

「修正案255を提出したのは保守家族キャンペーン Conservative Family Campaign と Plymouth Brethren という小さい宗派で、この宗派は大多数の親が望んでいることを打ち砕いてしまうかもしれない」。

*Catholic Herald*⁷⁵⁾は、次のように書く。

「エイズ教育は同性愛を助長することだ、と考えている保守的家族と原理主義的キリスト教徒の団体は、去年から『オプトアウト』条項を要求する運動の先頭に立ってきた」。

XII 親が子供を退席させる権利

保守党政府は、当初から、革新勢力の「温床」だとみなしていた教師や地方行政当局の勢力に対抗させて、親を重視する方針を掲げていた。学校理事会に大きな権限を持たせたこともこの一環であることは先に触れた。

しかしこの政策は必ずしも原理主義勢力には親の意向重視だとは捉えられていない。彼らに限らず少数派が、このような代議制の仕組みを自分たちの意志の反映ルートだと見ないことは容易に理解できる。従って彼らにとって、教育内容を批判していくことと同時に、この仕組みを批判することも重要な課題となる。

性教育の実施がほぼ避けられなくなる流れを閃知すると、彼らは、親が子供を授業から退席させる権利の要求に運動の焦点を絞るようになる。この権利自体は、宗教教育に関して既に存在しており目新しいものではない。カトリック教会もこの権利の導入を要求している。*The Guardian*⁷⁶⁾は、次のように書く。

「イギリスローマカトリックのリーダー Cardinal Basil Hume は、(政

府の性教育の方針を支持する一方で……広瀬) (略)『デリケートな事柄』の道徳的側面は宗教の授業で扱う事を要求し、親が子供を、問題になりそうな授業から退席できるようにする“良心条項 conscience clause”を成立させてほしいと、何人かの議員と圧力団体に働きかけた。

他のいくつかの宗教団体も同様の要求を提示している。

例えば、*Leicester Mercury*⁷⁷⁾は、シーク教徒が、性教育が理事会の決定の下にあることに不満を示して、親が子供を退席させる権利を要求していることを、次のように書いている。

「州のシーク教徒団体の最高指導者は、親は子供を学校の性教育から退席させる権利を持つべきだと語った。レスター州のシーク教徒組織連合 The Federation of Sikh Organisations は、学校理事にのみ拒否権を認める教育法案は親の権利を侵害しているという動議を満場一致で採択した。『性教育が、生徒たちの宗教的文化的背景についてほとんど知識のない学校理事たちによって決定される恐れがある』と動議は言う。報道官の Mr.Mahinder Singh Ruprai は、各校の性教育に関する決定がシークの指導者たちによって教えられている厳格な道徳にそぐわず、家族生活を崩壊させて許容の拡大に繋がるのではないかと恐れていると語った」。

また同様にイスラム教徒に関しても、

「地域のイスラム教徒組織は、親に公立学校の授業に関して拒否権がないことを問題にした。」

と、書いている。

しかし社会政策的観点からは、親にこの権利を認めることは望ましくない。例えば *The Independent*⁷⁸⁾ の Rosie Waterhouse は、次のように英国医学協会の危惧を書く。

「英国医学協会は、もしも提案されている3つの教育法案（1993年教育法の元になる修正案……広瀬）が明日の上院を通過すると、何人かの子どもは性感染症や性的虐待など性にかかわる問題について無知のままになる可能性がある」と、注意を喚起している」。

同じく *The Independent*⁷⁹⁾ の Judith Judd は次のように危険性を訴える。

「もしも政府が親に子供を性教育から退席させる権利を付与すると、ある子どもたちは、健康に不可欠な情報を奪われることになる」と、政府案に反対する人たちは昨日語った」。

子どもの教育に関しては親の意向を重視すべきだと言っても、性教育の場合、宗教教育と同列に論じることはできない。社会問題に対処することを目的とする性教育は、教育の自由の範疇を越えることがらだからである⁸⁰⁾。

しかしながら政府は、この右翼ロビーの要求から距離を保つことに失敗している。*TES*⁸¹⁾の取材に答えたある教師は次のように語っている。

「関係大臣たちは性行為とセクシュアリティを混同している。どの議論においても彼ら（政府……広瀬）は最も反動的なロビーとのやりとりだけが念頭にあり、だから子どもたちを退廃から守ろうとしている努力が、親の権利対教員の権利という法的対抗関係の泥沼化した地雷原にはまりこんで身動きできなくなってしまう」。

また、ブルック助言センターの事務局長 Margaret Jones も、*The Daily Telegraph*⁸²⁾への投書で次のように指摘する。

「執拗だがごく少数の人々の圧力に屈して、政府は来週の月曜日にも教育法案を通過させる段取りである。それは、ナショナルカリキュラムから HIV エイズその他の性感染症や性行動に関することすべてをはずし、そして親に子供を性教育から退席させることができる絶対的⁸³⁾権利を保障しようというものだ」。

*The Independent*⁸⁴⁾は、親の退席権を導入した政府案を次のような妥協の産物として形容している。

「修正案の提案者は、性教育をサボタージュしても違法にならないというまい方法を考えた。性教育を『世俗教育』の中の義務にする代わりに、親にそこからはずれることができるようにする条項を入れる方法である。これで性教育者と宗派の両方が収まる。(略)しかし上院の議論でわかるのは、修正案を強化するという意味が、カリキュラムをどうするかについてではなく、道徳的再武装についてだということだ」。

*The Daily Telegraph*⁸⁵⁾は、1993年教育法の通過を次のように報じた。

「親に、子供を HIV とエイズの授業を含む性教育から退席することを保障する政府の修正案は、昨夜上院で投票が行われ、131対22で98票の多数で成立した。第3読会に修正案を提出した教育省担当大臣 Education Minister の Lady Blatch は、この法案は性教育をめぐる混乱や問題のそもそもの原因を取り除き、『同時に子どもたちすべてがそれぞれに合った形で必要な情報や助言を得ることができるようにす

る』ことを真摯に意図するものであると説明した」。

各勢力の思惑に配慮しながら、極めて現実的な折衝に苦勞した政府が、政治的妥協をせざるをえなかったことに、人々の理解を請わねばならぬ苦惱がここに見られる。

XIII まとめ 性教育世論の構図

以上、新聞報道に表れた性教育世論を、制度化過程の世論構造を把握することを目的にしながら分析してきた。そこから明らかになったことは以下のことがらである。

- (1) 性教育の制度化は、性教育の目的の重点を社会運動的視点から社会政策的視点に移すことであった。
- (2) 重点の移行に伴い、左派勢力から保守党政府に性教育の支持層の重心が移動した。
- (3) 性教育の社会政策的転換に、左派から明確な反対は見られない。むしろ、左派は制度化支持にまわっている。
- (4) 伝統的な家族像を重視する政府に対して、進歩派は変化する家族に対する現実的な対応を重視するなど、両者間の見解に違いは存在する。
- (5) 親の96%を含め、大多数の人々は性教育の制度化に賛成している。従って世論は Pro-性教育である。
- (6) 賛成の背後には、積極的な支持だけではなく、性教育の力量を欠く多くの親の存在がある。
- (7) 性教育の制度化に反対するのは原理主義的キリスト教など道徳的正統右派の人々であった。数としてはごく少数である。
- (8) この少数派は、強力なロビー活動を展開し、政府の制度化案に大きな影響を与える。

すなわちまとめると、大多数の人が性教育の実施を支持する中、ごく少数の強硬な反対が世論形成に及ばずに直接ロビー活動を通じて政府の政策に影響した構図が明らかになる。

ところで義務必修化で性教育の量的な拡大が進むことと、その重点が移動していくことは不可分な動きである。しかし、この両方の関連の質が直接見て取れるような材料は、今回の分析作業の中でははっきりとは表れて来なかった。間接的には、性教育を制度化させた社会背景、性教育の担い手のシフト、制度化過程での一見した保守派内部の対立、及び保守党政策をサポートする進歩派の位置関係などから読みとることは可能である。

1993年教育法成立後の10月、家族計画協会が初等学校の教師用に教材を作成した。Pattenはこれを、幼い子どもの性教育を学校で始めることは問題だとして強く批判した。政府がFPAを直接批判した数少ない事例である。政府とFPAは、制度化に向かっては一見歩調を合わせている。性教育の重心のシフトは、あるいはまた、一貫して性教育の実践を支援してきた家族計画協会の、方針ないし戦略の変化としてもあり得ることを予見する。

- 1) この間の事情については、広瀬裕子「イギリスの性教育をめぐる現行法の枠組み—1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景—」（『社会科学年報』第31号（専修大学社会科学研究所，1997年），及び「イギリスの性教育をめぐる議会論争—1994年性教育義務必修化の社会背景と政策意図—」（同上年報第32号1998年）が扱っている。前者は、制度の枠組みと法整備過程に関して、後者はその法制化がどの様な力関係の中でどの様な方向で為されたかについて明らかにしている。
- 2) それらはそれぞれ独自のテーマごとに活動を行っている。例えば、子ども、健康、教育、宗教、親など。
- 3) 詳しくは、前出広瀬1997参照。
- 4) Weeks J., *Sex Politics and Society: The Regulation of Sexuality Since 1800*, Longman, Harlow 1981, p. 263
- 5) 例えば、言及されるのは以下のような事柄である。離婚の急増（1961年約

27,000件, 1971年 約79,200件, 1981年 約155,600件, 1991年 約171,100件。Central Statistical Office, *Social Trends 1996 Edition*), 女子生徒の望まぬ妊娠出産の増加 (1970年から1985年の間16歳未満の妊娠数と割合が7,700から9,400, 7.9%から8.7%へと増加している。Office of Population Censuses and Surveys, *British Statistics 1992*, HMSO 1994, 及び同 *Conceptions in England and Wales 1993*, OPCS Monitor FM1 95/3による。‘FPA fact-sheet 5A TEENAGE PREGNANCIES’ Family Planning Associationより), 片親家庭の増加 (子どものいる家庭のうち母子家庭の割合は, 1972年6%, 1981年10%, 1986年12%, 1991年18%。Central Statistical Office, *Social Trends 1996 Edition*), ドラッグ使用の増加 (1981年から1991年の10年間でコカイン検挙の数503から1,984, 量21.1kgから1,077.8kgに, ヘロイン検挙の数819から2,640, 量93.4kgから493.2kgに増加。Central Statistical Office, *Social Trends 1995 Edition*), 学校教育における学力低下と労働力養成の行き詰まり (1969年, 1977年のブラックペーパーが批判し, 1976年, 労働党内閣のキャラハン Callaghan 首相がオックスフォード大学ラスキンカレッジでの演説で, 学校教育が労働力養成に失敗している事を正面から問題にする。Cox, C.B. and Dyson, A.E.(Eds), *Fight for Education : A Black Paper, 1969*, Lonsonm Critical Quarterly Society, Cox, C.B. and Dyson, A.E. (Eds), *Black Paper Two : The Crisis in Education, 1969*, Critical Quarterly Society, Cox, C.B. And Boyson, R.(Eds), *Black Paper 1977, 1977*, London, Maurice Temple Smith), 失業率の上昇 (OECD 定義による失業率は, 1976年5.6%, 1981年9.8%, 1986年11.2%と, 上昇する。Central Statistical Office, *Social Trends 1995 Edition*), ホームレスの増加 (1982年から1987年の5年間で10,500から26,800世帯に増加している。Central Statistical Office, *Social Trends 1996 Edition*) など。

- 6) 報告書 *Education in sex and personal relationship* 『性と人間関係の教育』
- 7) 例えば, National Foundation for Educational Research, *Parents, school and sex education*, Health Education Authority, 1994, British Market Research Bureau, ‘Young peoples attitudes towards sex education,’ Family Planning Association, 1994
- 8) 1990, 3, 16
- 9) 「Hit-and-miss affairs of the heart 行き当たりばったりの愛」1990, 2, 13

- 10) 「Primary school sex lessons plea 小学校性教育の必要」1991. 1. 24
- 11) 「Sex lessons for state schools plea, Teen pregnancies rate reduction aim 公立学校の性教育目標, 十代の妊娠の削減」1987. 11. 16
- 12) 「Knowledge is the best contraceptive 知識が最上の避妊」*The Independent*, 1988. 4. 28
- 13) 「Doctors wary of birth control's new school ties 学校との産児制限の新しい連携に医師が危惧」1992. 3. 19
- 14) 「Play drives home safe sex message 演劇, 安全なセックスのメッセージを家に届ける」1991. 12. 1
- 15) 「AIDS teaching under threat say Catholics エイズ教育が脅かされているとカトリックは言う」1993. 4. 30
- 16) 「Schools 'need more sex education staff' 学校の '性教育担当者不足」1991. 9. 6
- 17) 「Girls 'losing power struggle' over sex 性に '取り組む力を失う' 少女」1991. 11. 6
- 18) 「Knowledge is the best contraceptive 知識が最上の避妊」1988. 4. 28
- 19) 「Improved sex education urged to cut abortion rate 性教育を改善して中絶率を減らす計画」1991. 9. 4
- 20) 1993. 7. 12
- 21) 「Dutch example on teenage sexuality 十代の性オランダの例」1990. 9. 15
- 22) 「There's more to it than mechanics 単なる仕組みのことではない。」1993. 12. 7
- 23) 「What the parents say 親の意見」の中の Oswald Griffiths 市会議員の意見, *South Wales Echo*, 1991. 6. 27
- 24) 「Children see sex on television and hear a lot of smut about it. We try to tell them it's not like that...子どもはテレビでセックスを見, それが汚らしく言われるのを聞く。本当はそんなじゃないと教えた」1991. 6. 27
- 25) 1993. 2. 28
- 26) 「Too many condoms, not enough morals 多すぎるコンドームに不十分な道徳」1992. 7. 9
- 27) 「Grim warning on dangers of sex セックスの危険に痛烈な警告」1982. 8. 10

- 28) 「Sex pamphlet warning セックスパンフの警告」1980. 9. 25
 29) 「Worrying pamphlet 気になるパンフレット」1980年9月。日にち不詳
 30) 「A new voice against the easy sex-sell 手軽な性の商売に反対の声」1980. 9. 11
 31) 例えば、「Sex education in schools 学校における性教育」*Ashton-under-Lyne Reporter (Weekly)*, 1981. 5. 22, 「Questions to parents 親にうかがいます」*Morning Telegraph*, 1981. 4. 24, など。
 32) 1991. 6. 27
 33) 例えば次のような発言が見られる。前出広瀬1998参照。

「皆さん、ここで登場するのが『若い内に捕まえろ、思春期の前に、自然の本能を少しでも感じる前に』といったことを言う新種のアバンギャルドな教師達であります。家族計画協会を代表して Mrs. Freda Parker は次のように言っております。『避妊教育はごく若いうちになされなければならない。子供達が思春期に達してしまつては遅すぎる。(略)』(略)我々は5歳や6歳や7歳あるいは8歳の子どもたちが、人生と避妊の事実を教えられ、それを学んだあと、それを使わないようにしなければならぬと言うことを習っている光景を目にすると言うわけです。私にはこの方法は痛ましくもあり全く誤っていると思われるのです。(OFFICIAL REPORT FIFTH SERIES, PARLIAMENTARY DEBATES, LORDS, Vol. 367, 1975-1976, JAN. 13. 1976 to FEB. 5. 1976, col. 171)

「ロンドンの教師達によって書かれた『ロンドンの子どもを教える (Teaching London Kids)』の最新版では、教育課程の中で同性愛について擁護すべきことを強調しています。ある教師は、自分が教師であることを利用して、子どもたちが異性愛の世界を本当の世界だとする世界観を身につける過程で損なわれたものを修復しようとしていると言っています。(略)とりわけ悪影響をもたらすと思われる『ジェニーはエリックとマーティンと暮らす (Jenny Lives with Eric and Martine)』では、幼い少女が父親とその同性愛の男性恋人と一緒に週末を過ごすというものです。教師が教師向けに作って使用を推薦しているこれらの教材は、多くの親にとって大変耐え難いものです。(略) このエイズの時代に、ゲイに関するものをじっくり勉強しようとするようなカリキュラムなど全く信じがたい事があります。(OF-

FICIAL REPORT FIFTH SERIES, *PARLIAMENTARY DEBATES*,
LORDS, VOL. 475, Education Bill, 20th May 1986, col. 229)

「ここにブラッドフォード Bradford とリーズ Leeds のレズビアン教師のグループによる文書があります。同性愛教師の問題に関して鈍感であってはならないと言う趣旨のことが書かれています。それはそれでよいでしょう。しかし学校の中で同性愛グループが堂々と改宗を迫るというのは許容しがたく不愉快だと考えるのは私だけではないでしょう。この文書には、『どの教育段階でも子どもたちはレズビアンについて誤った情報を与えられ、旧態とした異性愛関係以外のものを表明する機会が奪われている。若い女性は異性愛に強制的に方向づけられている』という様なことが書かれています。異性愛が犯罪だとされるとすると全く悲しい時代ではありませんか。』(OFFICIAL REPORT SIXTH SERIES, *PARLIAMENTARY DABATES*, COMMONS, VOL. 99 NO. 125, Tuesday 10th June 1986, col. 238)

- 34) 「Teeny sex' OK by mum 十代のセックス, ママがOK」1980. 7. 12
- 35) 「Can you teach right from wrong in class?授業で善悪を教えられますか?」1993. 5. 19
- 36) 「School draws blank with a sex survey 性に関する調査, 学校に回答なし」1987. 6. 3
- 37) 1990. 3. 16
- 38) 「Sex teaching 'needs to be more open' 'もっとオープンに' 性を教えよう」1991. 9. 4
- 39) 事件の経過に関しては前出広瀬1997参照
- 40) 「Pill for under-16s row in no way over 16歳未満のピル論争決着せず」1983. 8. 4
- 41) 「Pill kids should be locked up ピルっ子は閉じこめておけ」1981. 3. 20
- 42) 「Control : an act of controversy 規制: 論争的な行為」GP, 1984. 1. 20
- 43) 「But who is being irresponsible? でも無責任なのは誰?」1983. 8. 4
- 44) 「Control : an act of controversy 規制: 論争的な行為」1984. 1. 20
- 45) 「Onslaught on our young 青少年に対する猛攻撃」1981年, 日付不詳
- 46) オランダを例に引きながら, 避妊をオープンに教える性教育は子どもの性行動を抑制する効果があるとするものには例えば以下の記事がある。
「1985年の報告では, オランダでは包括的な性教育が行われていて, 15歳から19歳の妊娠は1000人あたり14となっている。」「(Knowledge is the best

contraceptive 知識が最上の避妊」*The Independent*, 1988, 4, 28)

「Nederlands Instituut voor Sociaal Sexuologisch Onderzoek の Rademakers は、性教育に関する先進的実践で世界的に注目を集めている。中絶クリニックに行った十代の少女と家族計画センターに行った十代の少女の2グループに目を向けた。両者の間にあるのは、性に関しての知識の差ではなく、態度の違いと相手とどういう関係を持てるかの違いであった。親や友達と性に関して話すことができる者は、男の子にきちんとした対応を求めることができる傾向にあった。「性についてどうやって話したらよいか知らない少女たちが受動的でやっかいな事態になるのです。」と、Rademakers は言う。「Dutch example on teenage sexuality オランダの十代の性の例」*BMJ*, 1990, 9, 15)

「もしもわが国の政府が家族の価値を保持し若者の間の未熟な性の実験を防止したいと考えるのならば、オランダを見るべきである。そこでの態度ははるかにオープンで良い性教育が実施されており、それによって十代の若者たちが性生活を開始するのはわが国の若者たちより早くなく、十代の妊娠率も我々の社会の7分の1なのである。「Open and honest sex education in school and home 学校と家庭でのオープンで正直な性教育」*The Times*, 1993, 7, 12)

これに対して、オランダの状況がよいのは性教育が性交しているからではないとして次のような意見もある。

「オランダは、大変宗教的な社会で、EC 諸国の中でも母親が家庭にいる率が最も高い国の一つです。避妊に対するしっかりした支援と強力な地域の教会活動、そして家庭にいて十代の子どもたちに目を配る母親の連携が十代の妊娠率を下げていることが推測されます」。 *The Times* 投書1993, 7, 17

47) 例えば、GP が掲載した家族計画協会議長の Dr John Dunwoody の次のような言葉は、そのような姿勢として理解できる。

「もしも少数の少女が社会からの制裁があろうと無かろうと性交を持ち続けることを我々が受け入れるのなら、この少数グループがそこから生じる結果に対して自己を防御しようとするのを認めないは無責任だ」。前出「Control : an act of controversy 規制：論争的な行為」

同じく家族計画協会の理事長 Doreen Massey は、*The Sunday Times* 宛の投書で、「FPA が慈善団体として63年にわたり、望まない妊娠によってもたらされる悲劇や苦しみを軽減するために活動してきた重要な歴史」を忘れ

てはならないと訴えた。1993.11.7

- 48) 「Labour in two minds over ban on teaching about homosexuality 労働党、同性愛の教え方で二分」1987.12.15
- 49) 「More than questions and answers 質疑だけでは済まない」1992.1.24
- 50) 1993.10.31
- 51) *The Sunday Times*, 1993.11.7
- 52) 「Sex is not safe in the classroom 授業の中のセックスは安全ではない」
- 53) Baker は、家族基盤の充実は保守党の政策にとって要を成すものであるとして、後に次のように言っている。

「家族は何にも優りかつ最も有効な社会保障の単位である。そこから生じる義務は既に担う人が決まっており、そこが生み出す愛情は誰も仲間外れにせず、それが出会う問題はみんなが協力して解決し、そこから生じる忠誠心は鍛えられて大きな圧力に耐えられる」。 *Concervatism, faber and faber*, 1993, p. 99.

このような考え方は Baker に限らず、他の保守党政治家にも見られるものである。
- 54) 「Sex lesson rules mean pupils may miss Aids advice 性教育の方針は生徒にエイズを教えないことになるやも」1987.3.7
- 55) 「Proposed science curriculum drops birth control サイエンスカリキュラム案、出産コントロールを落とす」1988.12.6
- 56) 「Government steps into censor AIDS pack for schools 政府、エイズ教材の調査に乗り出す」1988.10.13
- 57) 同上
- 58) 「Ministers admit risk to curriculum 大臣、カリキュラムの問題点を認める」1988.12.5
- 59) 「Fighting birth control battle against the modern moralists 現代道徳主義者に対する産児制限闘争」*The Sunday Times*, 1989.1.22, 「Threat to GP family planning courses GP の家族計画研修に脅威」*Doctor*, 1989.2.16
- 60) 「Sex education cuts undermine health advice to young 性教育削減は青少年の健康を害する」*The Observer*, 1992.7.26
- 61) 「Sex education cuts threaten health aim 性教育削減は健康教育に痛手」1993.1.6
- 62) 「A wild and subliminal threat to sex education 性教育に対する広範で潜

在的脅威」1993. 7. 14

- 63) 「Patten crusades for sex education with moral touch, Patten 道德面から性教育改革に乗り出す」1993. 4. 23
- 64) 筆者が1995年から1997年に、イギリス Cambridge 周辺の初等学校と中等学校で性教育を担当する教師に行ったインタビューでも、進歩的な実践者だった教師たちも、各学校の教育方針を説明する際にこの言葉を使っていた。
- 65) 「There's more to it than mechanics 単なる仕組みのことではない」1993. 12. 7
- 66) 人々は Patten を、教育相就任当初、党の左派を代表する人物とみなしていたと、Denis Lawton は指摘している。*The Tory Mind of Education 1979-94*, The Falmer Press, p. 80
- 67) 「Hume backs compulsory Aids lessons, Hume 必修エイズ教育を支持」*The Guardian*, 1992. 7. 14
- 68) 同上
- 69) 「Backing for HIV and AIDS education HIV とエイズの授業を支援」1992. 6. 12
- 70) 「There's more to it than mechanics 単なる仕組みのことではない」1993. 12. 7
- 71) 「The child molesters 子供をねらう痴漢たち」1993. 2. 28
- 72) ある意味では、この把握は注目すべきである。性教育をめぐる対立が必ずしも旧来からの保守党対労働党の政治的な左右の対抗枠で理解できるものではないこと、逆に言えば、性教育の制度化が明確な課題になってきて以後の政治的な対抗図式が、旧来の左右対立のそれとは質を事にしてしている事をこのことは意味している。道徳的正当右派による政府の性教育政策批判は、一見すると保守内部の内部対立のように見えるが、保守の主流及び労働党の主流が質的に変化していることをも示している。そしてこれは単に政党の変質だけでなく、そのような変化を生じさせた社会の質の変化として見なければならぬ。この点に関しては場を改めて考察したい。
- 73) 「Sex is not safe in the classroom 教室内でセックスは安全ではない」1991. 12. 6
- 74) 「A wild and subliminal threat to sex education 性教育に対する広範で潜在的脅威」1993. 7. 14
- 75) 「AIDS teaching under threat say Catholics エイズ教育が危ないとカトリ

ックは言う」1993. 4. 30

76) 「Hume backs compulsory Aids lessons, Hume, 必修エイズ教育を支持」1992. 7. 14

77) 「Sikh fury over sex education シーク, 性教育に怒り」1988. 3. 9

78) 「BMA fears over sex education BMA は性教育に危惧」1993. 5. 3

79) 「Children 'could be deprived of vital health information' 子どもは '健康に不可欠な情報から遠ざけられかねない」1993. 6. 24

80) この時期の性教育が宗教教育の自由や家庭教育の自由と同列で論じられないのは、次の2つの理由による。

第1は、社会政策として構想されている性教育は、子どもたちに社会的諸問題に対応する力量を付けることを目的とし、そのような市民形成をすることによって社会の安定を図るという、極めて公的な事業として構想されているからである。

第2は、性教育の授業から退席することが、ニュートラルな自由の保障にはならないからである。教室の外で子どもたちが性に関する情報に晒されている事態が、立場を越えた出発点であってみれば、子どもが性教育の授業から退席したとすると、その子どもは性教育を受けないゼロの状態に置かれるのではなく、「マイナス」の状態に置かれたままということになる。前出広瀬1988, p. 194-195参照。

81) 「Sex is not safe in the classroom 教室内でセックスは安全ではない」1991. 12. 6

82) 「A government step backwards 政府後退する」1993. 7. 16

83) 1986年第2教育法は、親が理事会に対して、自分の子どもを退席させたいという意向を主張する権利は認めている。

84) 「A wild and subliminal threat to sex education 性教育に対する広範で潜在的脅威」1993. 7. 14

85) 「Sex education let-out agreed 性教育同意される」1993. 7. 7